

8月6日の政策説明会終了まで
非 公 開

令和6年7月30日
部長会議資料

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例等の 一部改正について

建設部 住宅課

1 家賃等の徴収に関すること

● 改正の理由

入退去時で期間が1月に満たない場合

- ・家賃は日割計算、駐車場使用料は月額計算としており、これまでに疑問の声があった。
- ・七瀬住宅は移住者向け住宅として100円未満切り捨てとする特別な対応となっている。
- ・月額計算（駐車場使用料）及び100円未満切り捨て（七瀬住宅家賃及び駐車場使用料）は、令和6年度に予定している住宅管理システム更新の際にカスタマイズが必要になる。

【現状】

種 別	家 賃	駐車場使用料
市営住宅	日割計算	月額計算
特定公共賃貸住宅	日割計算	月額計算
定住促進住宅	日割計算	月額計算
厚生住宅	日割計算	—
特別市営住宅	日割計算	月額計算
七瀬住宅	日割計算 (100円未満切り捨て)	日割計算 (100円未満切り捨て)

● 中核市の状況（条例より調査）

	家 賃	駐車場使用料
日割計算	61	52
日割規定なし		7
その他	1	2
目的外使用の規定による		1
合 計	62	62

- ・その他は、使用期間が16日（17日）以上のときは全額とし、15日以内のときは半額

● 見直しの方針(案)

- ・市営住宅等は、家賃同様に駐車場使用料も日割計算(円未満切り捨て)とする。
また、七瀬住宅の家賃及び駐車場使用料も同様の日割計算とする。

2 特定公共賃貸住宅の同居親族要件の拡充に関すること

● 改正の理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正により、特定公共賃貸住宅の同居親族要件の拡充が図られたことから、それに合わせて条例の一部を改正する。

● 改正の内容

同居親族に相当すると考えられる者として以下の者を追加する。

- ・ 里子
(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童)
- ・ 同居親族に準ずる者として市長が定めるもの
(パートナーシップ宣誓制度によるパートナー等を想定)

● 見直しの方針(案)

- ・ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいている条例(特定公共賃貸住宅)に、拡充された同居親族の要件を追加する。

3 スケジュール

月 日	内 容
7 月 30 日（火）	部長会議
8 月 6 日（火）	市議会政策説明会
8 月 6 日（火）	法規審査委員会
9 月 5 日（木）	市議会へ議案提出

- ・ 1 については、条例施行日を令和 7 年 4 月 1 日とする。
- ・ 2 については、条例施行日を令和 6 年 10 月 8 日とする。